

森戸加仁区・大字萱方の皆様へ

森戸地内における不適正保管されている廃棄物について

令和8年3月12日

(1) 住民説明会の結果報告

- ・開催日時：令和8年1月27日（火）
- ・時 間：午後6時から午後7時10分まで
- ・場 所：萱方加仁集会所
- ・内 容：不適正保管されている廃棄物について

①坂戸市森戸地内における廃プラスチック等の野積み現場について（別紙）

- ・当初からの経緯、令和7年3月から令和8年1月までに県と市が行った取組、今後の対応について別紙を基に説明

②質疑応答

質問)

この問題が起きてから約5年経過した。今後5年、10年の見通し、予算化や段階的削減の計画、行政がやる気を示す数値目標などを示してほしい。住民側からは進捗が見えない。

回答)

撤去の手段として行政代執行はあるが、税金を投入することになるため、費用回収見込みが乏しい場合は実施が困難である。また、土地所有者の管理責任との関係で、撤去により土地の価値を回復させてしまう側面もあり、慎重な検討が必要となる。現時点で代執行の実施は非常に困難と考えている。撤去計画は現時点で立てられない。土地所有者や行為者の対応など、行政の範囲外の要因が大きいため、時期や撤去量を確約できない。

質問)

フレコンが劣化・崩壊していく懸念がある。

回答)

全面を遮光シートで被覆しており、フレコンの劣化による廃棄物の飛散にも一定程度対応可能と考えている。

(2) 今後の対応

- ・廃棄物処理法及び関係法令に基づき、埼玉県と坂戸市で連携して、関係者（排出元業者、土地所有者等）による撤去等現場改善を求めています。
- ・定期的に現場を確認し、飛散防止用シートの劣化や破損等がないか状況を確認します。劣化や破損等見られた際はその都度補修を実施します。
- ・火災予防や状況確認のため、坂戸・鶴ヶ島消防組合によるパトロールを継続します。
- ・引き続き、解消に向けての方策を調査、研究していきます。

※地域の皆様には大変ご心配のことと存じますが、御理解・御協力をお願いします。

東松山環境管理事務所	0493-23-4050
坂戸市役所環境政策課	049-283-1331 (内線385)

坂戸市森戸地内における廃プラスチック等の野積み現場について

1 概要

令和2年6月から、行為者が有価物（廃棄物ではない）と称し、現場に廃棄物を積み上げたもの。敷地北側の道路沿いの廃棄物が崩落するおそれがあったため、令和6年3月及び7月に、市、県、埼玉県環境産業振興協会*が積み立てている資金（けやき積立金）を活用し当該場所の一部廃棄物を撤去した。

- 場 所 坂戸市森戸241、244-1、246
- 行為者 (有) マルシン (屋号)
- 廃棄物 主に廃プラスチック類が入った袋（フレコン）
約3,250袋（令和7年12月時点）

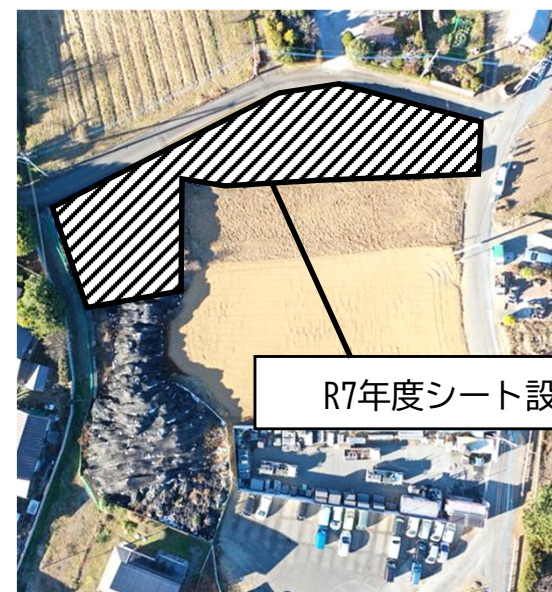
* 産業廃棄物の処理又は再生事業を行う事業者などを会員とする一般社団法人

2 主な経緯及び撤去実績

時 期	内 容
R2.7	坂戸市からの情報提供で覚知。行為者は有価物と主張
R3.1	総合判断説に基づく廃棄物認定 廃棄物処理法第14条第1項違反の改善勧告
R3.9~R4.7	廃棄物の排出事業者がフレコン10袋撤去
R4.12.8	行為者に対して廃棄物処理法第19条の10第2項に基づく措置命令
R4.12~R5.7	行為者がフレコン19袋撤去 (R5.7に行為者逮捕)
R5.11	土地所有者がフレコン3袋撤去
R6.3	けやき積立金による廃棄物撤去 (フレコン196.5袋)
R6.6	土地所有者がフレコン3袋撤去
R6.7	けやき積立金による廃棄物撤去 (フレコン36袋)
R6.10 R7.3	土地所有者がフレコン3袋×2回撤去

3 R7.3~R8.1間の行政の対応

- ・ 定期的な現場確認（月1~2回）
（シートの剥がれ、廃棄物の飛散の有無の確認）
- ・ R7.6~R7.12に遮光シート設置
（以前設置したものと合わせ、R7.12.22に廃棄物全面へのシート設置が完了）



R7年度シート設置箇所

坂戸市森戸地内における廃プラスチック等の野積み現場について

放射線量の測定

○測定日 令和8年1月15日 12時から14時

○測定場所 図の①～⑤の地点

○測定結果

測定場所	測定結果（3回測定したその平均値）
①	0.02 $\mu\text{Sv/h}$
②	0.04 $\mu\text{Sv/h}$
③	0.03 $\mu\text{Sv/h}$
④	0.03 $\mu\text{Sv/h}$
⑤	0.04 $\mu\text{Sv/h}$

（参考）萱方運動公園での測定値 0.04 $\mu\text{Sv/h}$

○結果まとめ

いずれの測定点でも0.23 $\mu\text{Sv/h}$ を下回っていた。

環境省によると、線量の限度が年間1mSvと定められている。これを、一時間当たりの線量に換算すると、0.23 μSv となる（※）。

この0.23 $\mu\text{Sv/h}$ を下回れば、線量の限度である年間1mSvを下回ることになる。

（※）1日のうち屋外に8時間、屋内に16時間滞在するという生活パターンを想定

令和6年に廃棄物を撤去し、県の最終処分場へ搬入、埋立処分する際、その廃棄物に放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム）が含まれているかを分析したところ、不検出であった。



現場全景（R7.12.22日時点）